

# 令和4年度 事業計画書

## I 基本的視点

農林水産省は、食料・農業・農村基本法を基に策定した「食料・農業・農村基本計画」を、時代の変化に応じ計画の見直しを行い、「強い農業」と「美しい活力ある農村」の創設を目指し、農地中間管理機構を通じた担い手への農地集積、集約化などの改革に取り組んでいる。また、「リスクへの備えとして農業保険（収入保険及び農業共済）の普及推進・利用拡大が急務である」と明記しており、農業保険制度がその機能を発揮するためにも行政や関係機関等と一体となって加入推進に取り組むことが重要としている。

一方、東京農業は、2020年の農林業センサスでは、2015年の前回調査から農地は700ha以上、経営体も900経営体以上が減少している。また、追い風となるはずの2020オリンピック東京大会は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止から無観客開催となり東京の農産物を世界にPRする場が失われた。

東京都では、将来を見据えた実効性ある農業振興施策や農地保全に向けた取り組みを行い、加えて、担い手の育成並びに新規就農者への支援を強化するとともに令和3年度には収入保険加入支援事業を実施して収入保険への加入による東京農業の維持にも取り組んでいる。

この様な中、自然災害は依然として時と場所を選ばず発生しており、また、台風も大型化し全国各地に大きな被害をもたらしている。更に、これまで農業経営のリスクとして想定しなかった新型コロナウイルス感染症の拡大などにより農業経営のセーフティネットである「農業共済制度」と「収入保険制度」の二つの農業保険制度の役割はますます高まっている。

令和4年度は、前年度に引き続き、収入保険、園芸施設共済、任意共済の3つの事業を重点推進事業とし、収穫共済にあつては、経営規模や農家ニーズに併せた収入保険への積極的な移行、または共済事業の継続加入を促し、無保険者を出さないよう取り組んでいく。

特に、収入保険事業の加入拡大に向けた取組みでは、東京都収入保険推進協議会の各関係団体との連携をこれまで以上に強化して計画的・具体的な方策による推進活動を実施する。

併せて、農業経営のリスクマネジメントとして多くの農家・組合員に農業版BCPを配布して自らの経営上のリスクを再確認してもらいリスクに即した農業保険の活用を促していく。

また、農業保険法が施行され、4年が経過し令和5年度の改正に向けた改正作業が進められ、収入保険については他の制度等との総合的なセーフティネットへの検討がされることから、この改正等に適切に対応していく。

令和4年度からの役員の新体制の下、都内の農地・農家の振興と維持のため農業共済制度と収入保険制度の加入拡大を目的に次の8項目を重点事項とする。

## II 重点取組事項

### 1. 「安心の未来」拡充運動の展開による農業保険の加入拡大

「安心の未来」拡充運動は、全ての農業者に農業共済及び収入保険のセーフティネットを届けるため、平成30年度より運動期間を4年間として全国の農業共済団体をあげて繰り広げてきた。今般、農業保険法の見直しに併せその期間を1年間延長することとなった。

延長した1年間の運動目標を改めて令和4年度の事業計画で示すとともに一筆方式の廃止にとまなう新たな引受方式の促進、収穫共済の加入者は経営に併せ収入保険への移行を促し、更に、園芸施設共済の加入率の拡大に努める。

また、令和5年度より展開される新たな運動を具体的かつ計画的に推進するため実施要領を策定する。

### 2. 収入保険の加入拡大

これまで農業経営のリスクとして予想もしていなかった新型コロナウイルス感染症の影響は都内農家の農業収入も減少させている。また、時と場所を選ばず発生する自然災害は依然として頻繁に発生している。この様な状況下、収入保険の普及推進は急務となっており組織を上げ推進を強化することが求められている。

このため、「東京都収入保険推進協議会」の構成団体との連携を強化し、これまで共済事業の対象外であった品目の農家に対し普及推進を行う。また、新規就農者が行政に支援を要請する事項として、農産物価格の安定と収入保険による所得対策をあげていることから、新規就農者や若手農業者との接点を強化した加入推進を行う。以上の2点を中心に取組み、令和4年度の加入目標を500経営体とする。

### 3. 園芸施設共済の加入拡大

令和2年度の制度見直しにより園芸施設共済は、農業者のニーズに合わせた加入の選択が可能となった。自然災害の猛威は後を絶たず都内の主要農業の一つである施設園芸農家に大きなダメージを与えている。施設の損害により生産意欲を衰退させないため、農林水産省が進める園芸施設共済の加入率80%を目指した加入拡大に努める。

また、東京都の補助事業により設置した園芸施設の完全引受を行うとともに、制

度改正により補償が充実したことからこれまでの加入辞退者に対して、加入推進を行う。

更に、近年、規定改正にともなう園芸施設共済事業の事務祖語が発生したことを反省し適正な事務処理に努める。

#### 4. 任意共済の加入拡大

建物共済と農機具共済は、組合の財務健全化を行う上で重要な事業となっている。昨今の自然災害の発生頻度が増加していることにもともない建物総合共済の需要が大幅に増加している。このことを踏まえ、本組合が直接推進を行っている地域では、具体的な推進方策を確立し総合共済を中心に、加入要件が「農業に従事する者」に改正され収入保険の加入者にも建物共済の推進が行えることを活かし加入推進を行っていく。

更に、引き続き建物共済推進委員会に対しても具体的な推進方策を明確にして協力依頼を行い加入実績の向上に努める。

#### 5. 獣医療体制整備計画の策定のための行政・関係団体との連携

畜産農家は厳しい環境の中で、若手後継者が担っているところも出てきているが、獣医療体制は全国的にも獣医師不足が問題となり、農林水産省は各自治体に対し獣医療体制計画を策定することを示した。東京都は、本組合を中心に関係団体等と連携し将来の東京の獣医療体制を検討することにした。また、これまで酪農業を側面から支えてきた本組合の損害防止事業が令和4年度より東京都の補助事業として拡大実施されることから、新たに「牛飼養農家繁殖検診事業」を受託し、家畜共済事業の資源である畜産業の維持に努めていくとともに獣医療体制の整備に努めていく。

#### 6. コンプライアンス態勢の強化とガバナンスの強化

コンプライアンスは、法令を守ることは元より組織内ルールである諸規則、社会常識・良識並びに「組織倫理」も含まれる。不祥事を未然に防ぐためにも「小事は大事を生む」を役職員が徹底し、リーガルチェックの徹底、自主点検・内部検査を行いコンプライアンス態勢の一層の強化を図る。

また、ガバナンスの強化では、理事会・監事会の機能を強化し、四半期毎に開催される理事会への定期報告事項の徹底を図り、統制がとれた組織運営を行い組合員からの信頼の向上により事業拡大を目指す。

#### 7. 広報・広聴活動の強化

広報・広聴活動は、組合活動を農家・組合員に知ってもらう手段であるとともに

各事業の加入拡大に大きな役割を担っている。引き続き、年3回の広報NOSA I 東京を発行する。なお、本年度より新たな広報手段としてSNS等を活用した広報活動を検討し開始する。

また、本組合は、農業共済新聞の普及拡大に向けて具体的なアクションプログラムを作成し、NOSA I協会が実施するお試しキャンペーンなどを活用して購読拡大を目指す。

## 8. 役職員の資質向上

農業保険の事業実績を上げることは、本組合の財務健全化を進める上で最短の手段である。このため、これまで接点のなかった多くの農家への推進活動は必要不可欠となり、これには営業力の向上が重要である。毎年策定する職員研修計画により職責や担当業務に応じた研修・講習を受講させ、本組合の目標である少数精鋭の職場を目指し、各事業の拡大を行っていく。

## III 引受計画

### 1 農作物共済

近年増加する自然災害への備えとして、水稻、陸稻又は麦耕作農業者が無保険の状態を回避するため、農作物共済未加入者に対し個別の加入推進を行う。併せて、令和4年産から引受方式が変更となることから既存の共済加入者に対し収入保険制度又は全相殺方式への移行を推進し農業者の補償範囲拡大を図る。

#### (1) 事業目標

	目標面積	特別区	北多摩	南・西多摩
水稻	4,700 a	0 a	1,239 a	3,461 a
陸稻	53 a	0 a	26 a	27 a
麦	140 a	0 a	140 a	0 a
合計	4,893 a	0 a	1,405 a	3,488 a

#### (2) 重点課題

- ① 未加入者を出さないようにするための取組
- ② 農作物共済未加入者への加入推進

#### (3) 推進方策

- ① 未加入者を出さないようにするための取組  
農業者が新たな引受方式を選択するための検討の時間及び加入申込書未提

出者への再推進実施の期間を十分に確保するため、加入申込書の配布・回収時期を前倒しして実施する。

② 農作物共済未加入者への加入推進

農作物共済に未加入の農業者に対し、戸別に加入推進を行う。その際、未加入者が青色申告者であればまずは収入保険制度の推進を優先して行い、農作物共済を希望する場合は全相殺方式、半相殺方式またはインデックス方式での加入を提案する。

## 2 家畜共済

都内の畜産を取り巻く現状は、畜主の高齢化や飼料価格の高騰、設備の修繕、更新で年々悪化している。さらに都内の産業動物獣医師の高齢化も深刻で、獣医師不足も懸念されている。このような状況においても畜産農家が家畜共済の機能を最大限活用できるように、加入者に対しては引き続き戸別訪問を行い、個々の経営に合わせた加入の提案に努める。

損害防止事業については、令和4年度より開始する東京都の牛飼養農家の繁殖検診委託事業および家畜生産農場衛生対策事業に伴い、特定損害防止事業、一般損害防止事業の見直しを図り、効率的かつ費用対効果の高い事業にする。

産業動物獣医師不足問題については、東京都の策定する「獣医療法に基づく都道府県計画」に産業動物の獣医療体制整備について明記するよう要請する。

### (1) 事業目標

目標頭数			目標頭数		
死亡 廃用	搾乳牛	1,293 頭	疾病 傷害	乳用牛	1,444 頭
	育成乳牛 (子牛等)	772 頭		肉用牛	358 頭
		72 頭			一般馬
	繁殖用雌牛	121 頭		種 豚	
	育成・肥育牛 (子牛等)	903 頭			
		145 頭			
	繁殖用雌馬	0 頭			
	育成・肥育馬	0 頭			
	種豚	11 頭			
肉豚	0 頭				

### (2) 重点課題

- ① 戸別訪問による家畜共済への加入推進と適正な事業運営
- ② 損害防止事業及び東京都の委託事業の実施

③ 都内の獣医療体制整備の検討及び東京都への要請

**(3) 推進方策**

① 戸別訪問による家畜共済への加入推進と適正な事業運営

加入推進については加入者の事故状況や飼養頭数に応じた共済金額を提案し、死亡廃用共済と疾病障害共済の両方に継続加入するよう推進する。

適正な事業運営については、死亡廃用共済は期末調整時に家畜個体識別情報の活用と現地確認を行い正確な加入頭数の把握に努める。疾病傷害共済は期中の異動について加入者に十分な説明を行い適正な引受に努める。

損害評価については、家畜共済事務取扱処理要領等を適宜確認しながら適正な評価に努める。

② 損害防止事業及び東京都の委託事業の実施

特定損害防止事業については、引き続き指定獣医師と協力して効果のある事業を目指す。

一般損害防止事業の東京都の牛飼養農家の繁殖検診委託事業および家畜生産農場衛生対策事業については、指定獣医師や東京農工大学と協力して事業実施に努める。乳房炎対策及び血液生化学検査による飼養管理指導については家畜保健衛生所に検査を依頼し、適宜指導を行う。

③ 都内の獣医療体制整備の検討及び東京都への要請

東京都産業労働局農林水産部食料安全課に獣医療法に基づく都道府県計画に獣医療体制整備について記載するよう引き続き働きかける。

**3 果樹共済**

果樹栽培農家の高齢化等による廃園・規模縮小に伴い結果樹面積は減少しており、引受面積も収入保険への移行に伴い激減している。

しかしながら、近年、これまでに経験したことの無いような大規模な自然災害が頻発し、農業関係の被害額も増加傾向にある。令和元年5月の降雹による傷果被害や令和2年3月の積雪による受粉不良など都内の果樹産地においても甚大な被害が生じている。被害を最小化するためには、これまでの災害の教訓を最大限生かした予防的対策と発生後の迅速な対応とともに、自然災害等のリスクへの備えである農業保険（果樹共済及び収入保険）の普及促進・利用拡大が急務である。果樹経営の継続性を脅かす様々なリスクなどの情報を農業者に適正に周知し加入推進を図る。

(1) 事業目標

	目標面積	特別区班	北多摩班	南・西多摩班
なし	105 a	0 a	82 a	23 a

(2) 重点課題

- ① 有資格農業者の把握
- ② 農業者の経営プランに即した提案

(3) 推進方策

- ① 有資格農業者の把握

慣行栽培以外の根圏制御栽培やジョイント栽培の導入による改植など変化  
する果樹経営実態について、関係団体と連携して情報把握に努める。

また、果樹共済（なし）有資格農業者の把握と同時に、なし以外の品目  
についても未加入者資源の把握を行いながら共済資源の把握に努める。

- ② 農業者の経営プランに即した提案

永年作物に対するリスク回避として、青色申告者には収入保険の加入プ  
ランを設計し優先して勧める。白色申告者には、収入保険に加入できるよう青  
色申告への切り替えを推奨する。

また、収入保険に加入できない白色申告者や収入保険の加入を希望しない  
農業者に対しては、白色申告用に記帳した帳簿で収穫量を把握する全相殺減  
収方式または半相殺減収総合短縮方式への加入を提案する。

農業者が引受方式を選択するための検討時間を十分に確保するとともに、  
わかりやすい説明資料を作成し普及促進を図る。

## 4 園芸施設共済

令和4年度は、未加入者に対し効率的に事業推進を行うため、資源量（有資  
格者）の再把握、未加入者リストの再整理を実施する。

また、各担当地域において、未加入者が多く戸数加入率の低い自治体を重点  
推進地区とし、集中的に推進を行うとともに、農林水産省の取組みに則り、未  
加入者への全戸訪問に努める。

なお、戸別推進と同時にJA等の関係団体、自治体に対し、定期的に事業担  
当者及び地区担当者で推進を行う。

事業目標については、戸数加入率を80%と設定し、東京都の加入者を  
1,524戸、243戸の加入者増を目指す。

### (1) 事業目標

面積目標	設置面積	設置地域		
		特別区	北多摩	南・西多摩
ガラス室	866 a	234 a	408 a	224 a
プラスチックハウス	17,572 a	4,758 a	8,277 a	4,537 a
合計	18,438 a	4,992 a	8,685 a	4,761 a

戸数目標	引受戸数	設置地域		
		特別区	北多摩	南・西多摩
ガラス室	72 戸	19 戸	34 戸	19 戸
プラスチックハウス	1,452 戸	393 戸	684 戸	375 戸
合計	1,524 戸	412 戸	718 戸	394 戸

### (2) 重点課題

- ① 資源量の再把握・リストの再整理
- ② 推進資料の作成
- ③ 関係団体との連携（引受・損害評価）
- ④ 推進スケジュール及び実績の管理
- ⑤ 適正な事務処理の遂行

### (3) 推進方策

#### ① 資源量の再把握・リストの再整理（ハード面）

効果的、効率的に事業目標を達成するには、未加入者（推進）リストは必須であるため、有資格者数及び未加入者の調査について、J A等の関係団体及び自治体に協力を仰ぎ、区市町村毎の有資格者を再把握する。（令和4年7月まで）

また、NIC情報や現在の未加入者リストを精査し、未加入者リストの再整理（令和4年8月まで）及び未加入理由の分析を行う（年度内）。

#### ② 推進資料の作成（ソフト面）

事業推進において使用する推進用チラシを下記の3種類作成する。（令和4年7月まで）

- ・事故関係チラシ（共済金支払実績、事故発生状況、損害防止を記載）
- ・島しょ用推進チラシ



- ・おすすめプランチラシ（制度改正内容等を記載）

また、現在、厚生連で配信している収入保険の推進動画に園芸施設共済の推進動画を付け加えるため、推進動画を作成（令和4年7月まで）し、配信する。

### ③ 関係団体との連携（引受・損害評価）

新型コロナウイルスの感染拡大に十分配慮し、訪問、もしくは電話等を利用し、定期的（四半期毎）に情報交換、意思の疎通を行う。

また、大規模災害発生時においては、各自治体、JA等と協力し、損害評価及び災害支援事業の円滑な運営に努める。

### ④ 推進スケジュール及び実績の管理

効率的に事業目標を達成するために、目標達成率や事業推進の進捗状況、各班の加入率等を共有する。（毎月実施）

また、農家情報を職員で共有するために、農家訪問台帳を活用し、円滑な事業推進を行う。

### ⑤ 適正な事務処理の遂行

令和3年度において発生した危険段階共済掛金率の適用錯誤等を防ぐため、業務フロー及び事業規程等の確認を確実に履行する。

また、損害評価についても、各職員の評価眼を統一するために月一回の目合わせを実施する。

## 5 建物共済

近年多発する自然災害リスクに対する関心が高まっていること、加入資格が拡充されたことを踏まえ、これまで農業保険との関わりが薄かった農業者に対して地域担当制の特長を生かした加入推進を行う。

### （1）事業目標

	共済金額	特別区	北多摩	南・西多摩
火災共済	2,690,000 万円	33,000 万円	1,872,000 万円	785,000 万円
総合共済	1,460,000 万円	30,000 万円	992,000 万円	438,000 万円
合計	4,150,000 万円	63,000 万円	2,864,000 万円	1,223,000 万円

### （2）重点課題

- ① 地域担当制の特長を生かした推進

- ② 特約付帯率の向上
- ③ 建物共済推進委員会との連携強化

### (3) 推進方策

#### ① 地域担当制の特長を生かした推進

地域担当制により、制度共済の推進の際に同じ職員が建物共済の加入推進が行えることから、各地域の制度共済及び収入保険加入者のうち建物共済未加入の者を一覧化し、他の火災保険等の加入状況を確認しつつ推進を行う。

#### ② 特約付帯率の向上

臨時費用担保特約は罹災時における共済金総支払額が増加することから、より手厚い補償ができるようになる。令和2年度時点における付帯率は約9割であり、残る契約についても臨時費用担保特約付帯での加入を提案推進する。

また、新価特約の付帯率は約7割であり臨時費用担保特約と同様全契約での付帯を目指し提案推進を行う。

#### ③ 建物共済推進委員会との連携強化

実績目標を達成した推進委員会及び支店に対し表彰を行う。令和4年度実績に基づき令和5年度に表彰できるよう検討を行う。

また、推進委員会を定期的に訪問し、加入実績拡大の依頼を行う。

## 6 農機具共済

東京都の補助事業による農機具の導入や、収入保険制度の実施に伴い、これまで農業保険との関わりが薄かった農業者に対して地域担当制の特長を生かした加入推進を行う。

### (1) 事業目標

	共済金額	特別区	北多摩	南・西多摩
事業目標	56,000 万円	781 万円	29,424 万円	25,795 万円

### (2) 重点課題

- ① 地域班ごとの加入推進計画の作成
- ② 農機具販売店との協力体制強化

### (3) 推進方策

#### ① 地域班ごとの加入推進計画の作成

地域担当制により、制度共済の推進の際に同じ職員が農機具共済の加入推

進が行えることから、各地域の制度共済及び収入保険加入者のうち農機具共済未加入の者を一覧化し、加入推進を行っていく。

また、東京都等の補助対象となっている農機具について、補助事業担当の関係団体等と情報共有し農機具共済の加入推進を行う。

## ② 農機具販売店との協力体制強化

パンフレットやノボリを配布するなど農機具販売店と連携し、農機具の購入者に農機具共済の情報を提供し加入を促す。

また、事業奨励の一つとして、農機具損害共済を付帯して販売する農機具損害共済付農機具が他県で既に実施されており、引受実績向上に寄与している。当組合においても同様に実施できるか優良事例県を視察し、令和4年度内に一定の方向性を整理できるよう検討を行う。

## IV 農業経営収入保険事業

令和4年度は収入保険事業実施から5年目を迎え、制度開始当初からの目標である10万経営体（全国目標）の早期達成が求められている。前年度は「東京都保険料助成」の効果もあり新規155経営体を追加し約355経営体の実績に達した。本年度からは収入保険推進協議会の新たな取り組みとして生産団体に対する推進強化に取り組むとともに、効率的で効果的な推進に努め500経営体を目標とする。

### (1) 事業目標

	令和3年度	北多摩	特別区	南・西多摩
収入保険	500経営体	75経営体	250経営体	175経営体

### (2) 重点課題

- ① 集団加入の取組
- ② 事務処理体制の確立（マニュアル作成）
- ③ 計画的な加入推進の実施
- ④ 未加入者リストの充実

### (3) 推進方策

- ① 集団加入の取組

東京都収入保険推進協議会の構成メンバーである東京都、東京都農業協同組合中央会、東京都農業会議、JA東京青壮年組織協議会、東京都野菜生産団体連絡協議会及び関東農政局の協力を得て各地の生産団体（部会）収入保険の制度説明会を設けてもらい生産団体として「収入保険加入検討の決議」

を促す。また、島しょ地区は役場の主催する講習会や生産者団体主催の会合に出席し、訪島期間内（1泊2日）で加入手続きをやり遂げる簡易的な事務処理を実施する。

新型コロナの情勢を見ながら、集合加入申込会等の開催が困難な場合はレターパックや電話等を活用した非接触型の加入推進を行う。

## ② 事務処理体制の確立（マニュアル作成）

収入保険加入推進支援事業（東京都補助事業：新規加入の農家負担保険料を半額補助、申込期限令和3年度）により新規（令和4年責任期間）加入者が増加したため、これらに対する東京都補助金の確実な支払いを実行する。また、新たな自動継続引受方式の実施に伴い多くの継続加入者が加入申請書の提出が不要になり事務処理が簡素化されている。引受業務の作業を効率的に行う事務処理体制を維持するためにマニュアルを新たに作成する。

## ③ 計画的な加入推進活動の実施

令和4年度は推進協議会の関係機関のネットワークを活用し各地区の生産団体への団体推進を積極的に実施し未加入者への戸別訪問数を増やす。また、戸別訪問等を望まない農家に対しては資料の配布や電話等による説明を通して収入保険制度に対する理解や加入希望の意思確認等を進めていく。

令和4年度は訪問割合（資料の配布や電話等による説明を含む）100%を目指し、収入保険繁忙期の10月～12月以外の期間を含め通年で戸別訪問を行う。また、各地区に目標を設定し戸別訪問を行うスケジュールを立て、毎月加入推進活動を実施する。

## ④ 未加入者リストの充実

加入推進訪問者リストに占める非NOSA I組合員の割合は24.6%と低く既存の組合員への戸別訪問が過半数を占めている。未加入者リストの登録者件数を増やすだけでなく、非NOSA I組合員の登録件数を増やすことが課題である。そこで、令和4年度は非NOSA I組合員の情報を集めるために以下の方策を実施する。

- ・東京都収入保険推進協議会会員に説明会の開催を依頼、当日配布のアンケートは会終了時に提出を促す【未加入者リストのデータ収集】
- ・各生産団体を訪問し未加入農家の紹介及び口添えを依頼する【生産団体からの紹介】
- ・東京都農業会議の主催するNEOファーマーズ（新規就農者の会）に収入保険説明会開催の依頼をする【新規就農者データ収集】

- ・作成した未加入リストを利用し加入推進データを集計し事業課内で共有する。【リストの有効活用】

## V 損害防止事業の実施方策

本年も引き続き、家畜共済において特定損害防止事業及び一般損害防止事業を行い、組合員への指導等を行う。また、果樹共済においては、病害虫による被害の未然防止を目的として、組合独自の病害虫の発生状況の提供及び関係機関と連携したハダニ類の被害低減事業により効果的な損害防止を行い、農家への生産支援、経営支援を行う。

## VI 執行体制の整備

### (1) 理事会、監事会の開催方策

- ① 理事会は四半期ごとに年4回、また必要に応じて臨時理事会を開催し、業務運営における意思決定及び執行における監督を行い、健全性及び適切性を確保した運営に努める。
- ② 監事会は上・下半期の年2回、また必要に応じて開催することとし、監査機能を十分に発揮するとともに、業務の適正執行を監査する。

### (2) 機構並びに職員の配置

総務課に2係、事業課に総括班を中心とした各地域班4班を、また独立して専門的な家畜班を配置する。特に地域班については、担当者がすべての事業を行うことにより、合理的・効率的そして効果的・積極的な地域に密着した普及推進を行う。

### (3) 危機管理体制の整備強化

NOSA I 東京広域災害等損害評価体制実施要領に則り、地震及び台風等の広域かつ大規模災害(異常かつ甚大な非常災害)が発生した場合または発生が予想される場合、規模に応じて損害評価体制を発令し、関係機関と連携を取りながら情報収集を行い、迅速かつ適切な対応策を講じて危機管理体制の強化を図る。

### (4) 基礎組織の整備・強化

NOSA I 部長との接点強化を図り、普及推進・加入拡大に対する協力を要請する。また、組合の広報誌を年3回発行し、組合員への情報提供に努めるとともに、ホームページやSNSを活用した情報発信を行う。

### (5) 内部けん制機能の充実及びリスク管理体制の整備

リスク管理基本方針に基づいた統一的な管理を行い、四半期ごとに状況を把握・分析を行い、理事会に報告し適正な業務運営に努める。

(6) 予算統制の方策

- ① 事業計画に基づく事業の遂行及び達成を図り、財源の確保に努める。
- ② 資金計画及び運用方針に基づき、安全かつ効率的な資金運用により収入確保に努めるとともに、余裕金運用管理委員会を定期的に開催し、運用状況の報告と運用内容について確認及び意見を求める。
- ③ 経常経費については、関係法令に基づき適正な執行に努めるとともに、業務運営の合理化・効率化により極力節減を図り財務の安定化に努める。

(7) 役職員の研修計画資質向上、人材育成（研修計画）

開催計画は次のとおりとし、実情に合わせた研修内容で実施する。

種 別	対象者	開催予定	日 数	講師等
新入職員研修	新卒新入職員	採用時、 フォローアップ	採用時2日 採用後半年	職員、 外部研修
階層別職員研修	階層別に昇任 後に開催	随時	2日	外部研修
コンプライアンス研修	全職員	3月	1日または 半日2回	外部講師
収入保険制度研修会	職員(班ごと事 業課職員対象)	随時	各1日	職員 (総括班)
広報技術研修会	広報委員	年1回	5日	外部研修
事業別実務研修会	職員	事業ごと 随時	1日	職員
事業別評価講習会	職員	事業ごと 随時	1日	職員
農林水産省 事業別専門講習会	職員	随時	3日～5日	他機関等
協会主催 管理職等研修会	課長、 課長補佐	昇任後	3日～10日	他機関等
協会主催 階層別職員研修会	共済歴による (10年～15年) (5年～10年) (3年～5年)	随時	5日	協会・ 他機関等
協会主催 各種専門・技術研修会	職員	随時	3日～5日	協会・ 外部研修

# 令和4年度業務収支予算書

## I 収入の部

科 目	本 年 度 当初予算額	前 年 度 予 算 現 額	増 減	備 考
	千円	千円	千円	
前期繰越業務残金	0	0	0	
受取補助金	184,679	163,954	20,725	
一般事務費（国）	144,772	144,772	0	前年度当初交付額と同額
家畜特損交付金（国）	213	488	△ 275	
都単補助金	39,694	18,694	21,000	
家畜損害防止事業	1,420	1,420	0	
普及推進事業	2,580	2,580	0	
経営強化支援事業	10,000	10,000	0	
収入保険加入推進支援事業	25,694	4,694	21,000	保険料助成(21,000千円)
賦課金	16,639	15,929	710	
水稻共済割	23	19	4	
陸稲共済割	1	1	0	
麦共済割	1	1	0	
家畜共済割	2,454	2,845	△ 391	死亡廃用共済 2,314千円 疾病傷害共済 140千円
果樹共済割	52	234	△ 182	なし（梨）
園芸施設共済割	14,108	12,829	1,279	ガラス室 750千円 プラスチックハウス 13,358千円
受託収入	20,353	16,800	3,553	500経営体（目標加入数）
受取利息	233	235	△ 2	預金利息等
業務勘定受入	15,172	19,115	△ 3,943	
任意共済勘定受入	15,172	19,115	△ 3,943	建物共済 14,382千円 農機具共済 790千円
業務雑収入	10,142	8,498	1,644	家賃収入等
修繕引当金戻入	0	0	0	
退任慰労金戻入	1,630	0	1,630	
更新引当金戻入	1	1	0	
退職給付引当金戻入	22,283	0	22,283	
退職給与金施設 預入付加金収入	160	160	0	全国農業共済協会
退職給与金施設 転貸福祉受取利息	0	1	△ 1	
業務引当金戻入	0	0	0	

科 目	本 年 度 当 初 予 算 額	前 年 度 予 算 現 額	増 減	備 考
	千円	千円	千円	
有価証券処分益	0	0	0	
業務財産処分益	0	0	0	
業務雑利益	1	1	0	
合 計	271,293	224,694	46,599	



## II 支出の部

科 目	本 年 度 当 初 予 算 額	前 年 度 当 初 予 算 額	増 減	備 考
	千円	千円	千円	
人件費	163,405	146,322	17,083	
役員報酬	13,894	11,940	1,954	
職員給料手当	93,606	100,538	△ 6,932	2名退職、2名採用予定
職員給料	55,172	59,292	△ 4,120	
扶養手当	1,428	1,428	0	
地域手当	9,192	9,945	△ 753	
通勤手当	2,935	2,583	352	
超過勤務手当	1,500	1,500	0	
住居手当	360	360	0	
管理職手当	894	889	5	
期末勤勉手当	21,981	24,397	△ 2,416	
獣医師手当	144	144	0	
法定福利費	17,419	18,085	△ 666	厚生年金等 12,096千円 健康保険料等 5,323千円
厚生福利費	512	456	56	健康診断等
退職給付引当金繰入	5,000	5,000	0	
退職給与金繰入	22,283	0	22,283	
賃金	10,691	10,303	388	臨時職員7人(うち収入保険2人)
旅費交通費	1,830	2,333	△ 503	
役員旅費交通費	831	896	△ 65	
職員旅費交通費	999	1,437	△ 438	管内 959千円 管外 40千円
事務費	16,301	12,457	3,844	
通信運搬費	5,894	5,929	△ 35	電話料、郵便料等
図書印刷費	5,142	4,299	843	総務 コピー用紙等 3,743千円 事業 帳票関係 1,399千円
消耗品費	3,885	1,029	2,856	事務用品等 195千円 事務機械化関係 430千円 家畜衛生対策事業(新規) 3,260千円
手数料	1,380	1,200	180	振込手数料等

科 目	本 年 度 当 初 予 算 額	前 年 度 当 初 予 算 額	増 減	備 考
	千円	千円	千円	
業務費	32,480	27,008	5,472	
会議費	78	79	△ 1	会場借料等
交際費	328	328	0	慶弔儀礼費等
業務支払利息	441	309	132	基幹サーバーリース利息等
委託費	30,776	25,316	5,460	島しょ地域業務委託費 11,463千円 建物共済推進委託費 7,025千円 事務機械化サポート費等 11,677千円 収入保険関係 611千円
報酬	200	310	△ 110	NOSA I 部長等報酬
委員等旅費	328	336	△ 8	総代等旅費交通費
諸謝金	330	330	0	弁護士費用等
普及推進費	26,337	4,191	22,146	
広報費	2,877	3,147	△ 270	広報紙等
事業奨励費	23,459	1,044	22,415	事業関係(収入保険料助成含む)
施設費	12,408	13,847	△ 1,439	
光熱費	1,024	1,016	8	電気・ガス・水道料等
備用品費	947	623	324	備品等
燃料費	825	803	22	自動車燃料費
賃借料	6,478	8,024	△ 1,546	事務機械化機器等
修繕維持費	1,999	2,192	△ 193	会館等保守費用
保険料	1,136	1,189	△ 53	自動車・会館等保険料
損害評価費	1,410	1,308	102	
報酬	310	310	0	損害評価会委員等報酬
旅費	32	32	0	損害評価員等旅費交通費
会議費	7	6	1	損害評価会等
賃借料	69	69	0	水稻見回り調査レンタカー代等
燃料費	129	129	0	自動車燃料費
実測費	227	227	0	農作・果樹・園芸損害評価費
雑費	635	535	100	建物共済損害評価鑑定料等
損害防止費	3,890	4,237	△ 347	
家畜損害防止費	1,642	1,991	△ 349	特定損害防止事業 357千円 一般損害防止事業 1,285千円
器具購入費	59	55	4	果樹損害防止事業
薬剤費	2,150	2,150	0	果樹損害防止事業
賃借料	40	40	0	果樹損害防止事業

科 目	本 年 度 当 初 予 算 額	前 年 度 当 初 予 算 額	増 減	備 考
	千円	千円	千円	
諸税負担金	6,833	7,374	△ 541	
公課費	3,439	3,947	△ 508	固定資産税・法人税・消費税等
協会負担金	1,573	1,573	0	全国農業共済協会負担金
関係団体負担金	1,821	1,854	△ 33	全国農業共済組合連合会会費 400千円 他関係団体負担金等 360千円 研修受講料等 1,094千円
業務雑費	163	185	△ 22	表彰者副賞代等
修繕引当金繰入	0	0	0	
更新引当金繰入	0	14	△ 14	
固定資産自己財源取得費	4,139	3,137	1,002	
外部出資費	90	90	0	
有形固定資産取得費	4,049	3,047	1,002	プレハブ倉庫リース料等
退職給与金施設転貸 福祉貸付金支払利息	0	1	△ 1	
業務引当金繰入	2,000	2,000	0	
業務財産処分損	1	1	0	
有価証券処分損	1	1	0	
業務雑損失	60	60	0	
小 計	271,258	224,476	46,782	
予備費	35	218	△ 183	
合 計	271,293	224,694	46,599	